

奈良県告示第百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、令和四年六月十日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県食と農の振興部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

漁業者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
川上村漁業協同組合	吉野郡川上村大字迫	奈内共第二十六号 奈内共第二十七号 奈内共第二十八号 奈内共第二十九号 奈内共第三十号 奈内共第三十一号 奈内共第三十二号 奈内共第三十三号	令和四年六月十日
東吉野村漁業協同組合	吉野郡東吉野村大字小	奈内共第三十七号 奈内共第三十八号	令和四年六月十日

合	布目川漁業協同組	
桐山	山辺郡山添村大字	
号	奈内共第四十四	号
		号
		令和四年六月十日